天理市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月29日

天理市長　並　河　　健

天理市条例第25号

天理市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部を改正する条例

（天理市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正）

第１条　天理市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年３月天理市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第１条の２第２項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

（天理市子ども医療費助成条例の一部改正）

第２条　天理市子ども医療費助成条例（昭和48年10月天理市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第１条の２第２項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

（天理市心身障害者医療費助成条例の一部改正）

第３条　天理市心身障害者医療費助成条例（昭和48年３月天理市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第１条の２第２項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附　則

この条例は、令和８年10月１日から施行する。